

## これまでの検討経緯と今後の予定

大泉・石神井・三原台周辺地区 まちづくり構想 策定（平成27年7月）

### まちづくり検討会（令和2年1月～）

#### まちづくりルールの検討

今ココ！

住民の皆様が望むまちの将来像を検討し、将来像を実現するためのまちづくりルールについて検討しています。

現在は、地域にとって必要な「地区施設」について、現状の課題や改善方法などを検討しています。

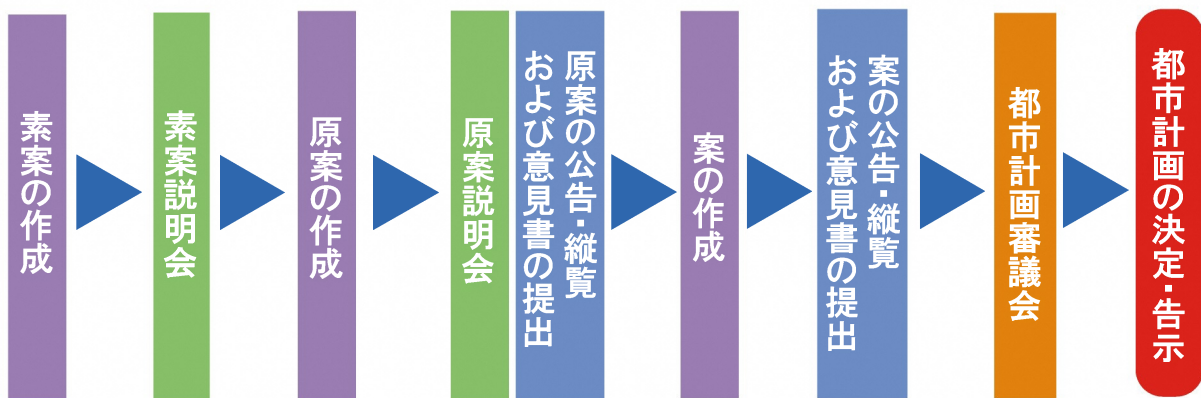
#### 地区計画素案の作成

これまでの検討内容を取りまとめ、地区計画素案の検討を進めていきます。

※地区計画とは、地区の特色を活かし、より良好な街にしていくため、道路等の配置や、きめ細かな建物の建て方の「ルール＝取り決め」を都市計画法に基づき定めるものです。これにより、個々の建築にあわせて段階的にまちづくりが進み、目標とする街並みが実現します。

### 今後の予定

#### 地区計画策定までの流れ



### 本地区の「まちづくり」について 皆さまのご意見をお寄せください！

- ・大泉・石神井・三原台周辺地区のまちづくりについて、皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。
- ・右記のQRコードをスマホ等で読み込み、WEBで回答をお願いいたします。また、WEBでのご回答が難しい場合は、P.1「お問合せ先」のe-mail、またはFAX番号に回答の送付をお願いいたします。（様式は問いません。お名前・ご住所をご記載ください）



募集期間：令和5年12月末まで

# 大泉・石神井・三原台周辺地区 まちづくり通信

第6号 令和5年(2023年)11月



練馬区



発行：練馬区 都市整備部  
新宿線・外環沿線まちづくり課

## 大泉・石神井・三原台周辺地区の 『まちづくりルール』を検討しています！

「大泉・石神井・三原台周辺地区 まちづくり検討会」では、委員の皆様と「まちの将来イメージ」や「将来イメージの実現に必要な『まちづくりルール』は何か」等、様々な議論を重ねてきました。現在は、外環の2沿道を含む、大泉・石神井・三原台周辺地区において、**地域に必要な道路・公園等**についての検討を行っています。

### 検討会開催概要

#### ▶第12回検討会

開催日：令和5年9月4日（月）

#### テーマ

#### 地区施設（道路・公園等）について

前回までのおさらいをするとともに、大泉・石神井・三原台周辺地区内の「**地区施設\***」を検討するために、日常的によく使う道路や公園、災害時に避難で使うルートなどについて、地区の白地図を用いて意見を伺いました。



#### ※地区施設とは？

地区施設とは、地区内の道路や公園といった、都市環境の形成に必要な基盤施設のことで、地区計画の中で配置や整備方針等を定めることができます。



道路が広くなると、歩行者や車両の安全性が向上し、災害時の防災活動や避難の円滑化、火災の延焼防止などに効果があります。

公園を整備することは、住環境の向上や、災害時の避難の円滑化などに効果があります。

### 「地区施設について」の検討内容は P.2・3 へ

#### お問合せ先

練馬区 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課 まちづくり担当係  
電話：03-5984-1278 FAX：03-5984-1226  
e-mail：EN-MACHI@city.nerima.tokyo.jp



# 第12回まちづくり検討会の主な検討内容

## ●本地区の地区施設についての検討状況

第12回検討会では、地域にとって必要な地区施設や、普段利用するなかで感じる課題などを話し合いました。ご意見の一部を紹介します。



### ◆公園等に関する主な意見

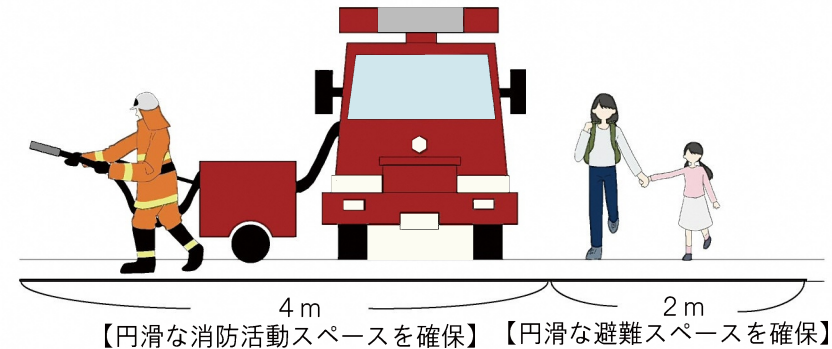
- ・今ある公園を活かしたい
- ・新たに公園を作れるような空地がない
- ・できるだけ農地を保全してほしい

など

## ☆防災に必要な道路幅

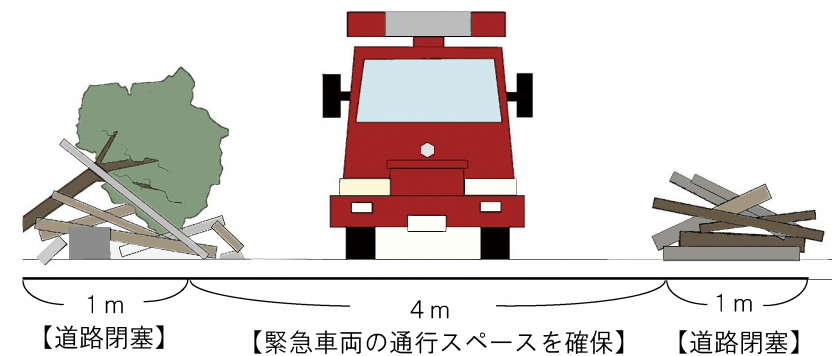
防災上重要な道路は、幅員を6m以上にすることが望ましいとされています。

### ◆消防活動と避難の両立



幅員が6m以上あれば、消防車が消防活動を行っている横を、歩行者が避難するスペースが生まれ、**消防活動と避難が円滑に行えます。**

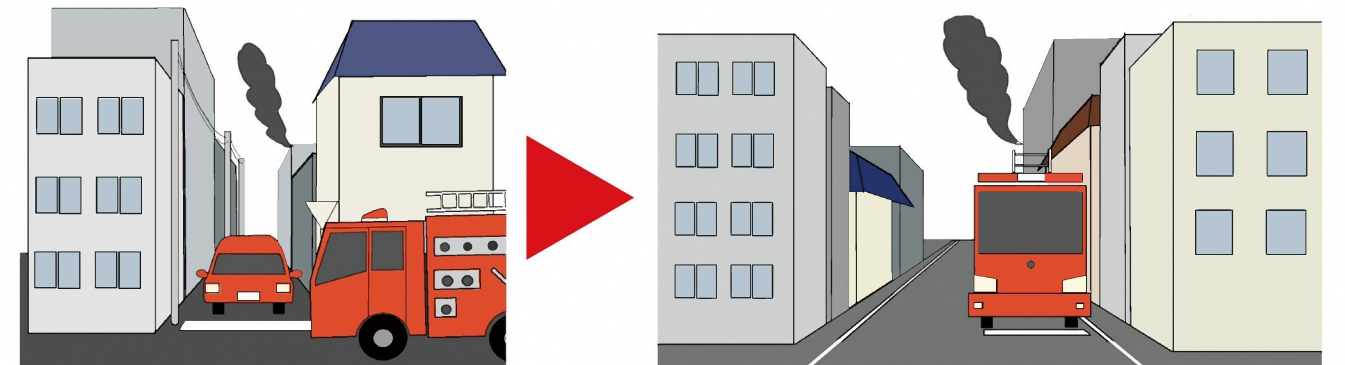
### ◆道路閉塞の防止



阪神・淡路大震災等の大規模災害では、**建物等の倒壊に伴う道路閉塞**により、幅員6m未満の道路の多くが通行不可能になってしまいました。幅員が6m以上あれば、**道路閉塞を最小限に抑えることができます。**

## ●地区施設のルール

現在、地区施設についてのルールを検討しています。例えば、災害時における緊急車両の通行や、見通しを確保するため、地域にとって必要な道路を「地区施設(道路)」に指定することで、安全性を向上させることができます。**地区施設(道路)の指定については、今後、沿道権利者のご意向を伺いながら検討を進めていきます。**



▲幅員が狭い道路は、災害や火災が発生した際、緊急車両の進入が難しく、消防活動や救助活動が遅れてしまう可能性があります。

▲そこで、地域の防災にとって重要な道路を「地区施設(道路)」に指定し、安全性を向上するためのルールを導入することで、**沿道の住宅の建替え等に合わせ、徐々に幅員を拡げ、安全性を高めることができます。**